

補助対象経費

飲食店の新型コロナウイルス感染防止対策の強化に要する、次表に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）のうち、令和3年4月1日から令和3年8月31日までに購入し、代金を支払ったもの。

補助対象経費一覧（設置に伴う施工費、運搬費も対象になります。）

分野	対象品目
①消毒費用	消毒液の噴霧装置、次亜塩素酸水生成器、消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上）等※ ¹ ）、足踏み式消毒液スタンド
②マスク費用	マスク、ゴーグル、フェイスシールド
③飛沫対策費用	アクリル板、ビニールカーテン、透明ビニールシート、防護スクリーン、パーティション、カラーコーン、コーンバー、ベルトパーティション
④換気費用	換気扇、サーキュレーター、扇風機、空気清浄機（HEPAフィルターによるろ過式で風量5m ³ /min程度以上）、二酸化炭素濃度センサー、換気用設備一式（網戸、換気窓、排気ダクト等）
⑤その他衛生管理費用	体温計（非接触式）、サーモカメラ、コイントレー、自動券売機

※1.「厚労省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」に掲載されている消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上）、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、次亜塩素酸水、亜塩素酸水）

次の経費は補助対象となりません

中古品、自社内部の取引・個人間の取引・オークションによる購入、自作した物品の材料費、外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手形での支払い、相殺による決済、その他鹿児島県が適当ではないと判断した経費